

市町村子ども・子育て支援事業計画にかかる記載事項チェックリスト

子ども・子育て支援法基本指針 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項()		項目	備考	
必須記載事項	二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する	1 教育・保育提供区域の設定に関する事項	P27～28 教育・保育提供区域の設定 ・設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等 ・認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに設置することができる。	
		2(一) 各年度における教育・保育の量の見込み	P28～31 特定教育・保育の量の見込み	・各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示す。
			P29 保育利用率の目標値設定	・保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数の全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合をいう。 ・計画期間内の各年度における目標を設定。
		2(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	P31～36 特定教育・保育の確保方策	・認定区分ごと及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。 ・特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。
			P32 特別な支援が必要な子ども	・人数等の状況及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業による提供体制を確保 「実際の計画上に障害児の受け入れ枠を記載する必要はないが、円滑に受入を行えるよう、それぞれの園が何人程度まで障害児を受け入れられるか等市町村として把握する必要がある」 (H26年9月内閣府確認)
		3(一) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	P36 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	・各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示す。
		3(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	P37 地域子ども・子育て支援事業の確保方策	・地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。
		4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期	P38 認定こども園の普及に係る基本的な考え方、市町村が行う必要な支援	・基本的な考え方とは、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係るものをいう。 ・市町村が行う必要な支援とは、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等をいう。
			P38 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策	
			P38 教育・保育施設等の連携の推進方策	
任意記載事項	三 関支市 す援町 事村 任業子 意計と 記画も 載の・ 事作 項成育 にて	1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項	P39 産休、育休後の円滑な利用の確保	
		2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項	P40～41 児童虐待防止対策の充実	
			P42～43 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	
		3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	P43～44 障害児施策の充実等	
			P44～45 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	
別 任支子 表 意援と 第 記事も 四 載業・ 事計子 項画育 町 て村	計画の理念等	P88 計画の理念等	・法令の根拠、基本理念、目的等	
	計画の作成の時期	P90 計画の作成の時期		
	計画の期間	P90 計画の期間		
	計画の達成状況の点検及び評価	P90 計画の達成状況の点検及び評価		

子ども・子育て支援法基本指針のページは、平成26年7月2日告示(平成26年内閣府告示第159号)のページを記載しています。
政令市・中核市にあっては県計画に盛り込まれている内容のうち、政令市・中核市で処理することとされているものについては、適切に市町村計画に盛り込むこと。